# 公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会 入会登録基準細則

## 第1条(総則)

本細則は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会入会登録規程第3条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会(以下「本協議会」という。)への入会登録基準に関することについて定める。

#### 第2条(基本基準)

正会員及び準会員の入会登録を可能と判断する基本的な基準(以下「基本基準」という。)は、別表1のとおりとする。

## 第3条(基本基準の適用範囲)

正会員及び準会員の入会登録基準の適用範囲(以下「運用ルール」という。)は、別表1のとおりとする。

## 第4条(改定)

本細則は、本協議会役員会の議決により変更することができる。

## 附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この細則の別表1 (第2条基本基準及び第3条基本基準の適用範囲)の改正は、令和 7年10月1日から改定し、令和8年度登録申請時から施行する。

別表 1

基本基準		正会員が必ず満たすべき	準会員が満たすべき
分類	個別基準	運用ルール	運用ルール
(1)活動実態に	①多種目(複数種目)のスポーツ活	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実
関する基準	動を実施している。	施している。	施している。
	②多世代(複数世代)を対象としてい		・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の
	る。	会員※2がいる。	会員※2がいる。
		(世代区分)	(世代区分)
		A)未就学児	A)未就学児
		B)小学生	B)小学生
		C)中学生	C) 中学生
		D) 高校生(~18 歳)	D) 高校生 (~18 歳)
		E)~29 歳	E)~29 歳
		F) ~39 歳	F) ~39 歳
		G) ~49 歳	G) ~49 歳
		H) ~59 歳	H) ~59 歳
		Ⅰ)~69歳	I)~69 歳
		J) 70 歳~	J)70 歳~
	③適切なスポーツ指導者を配置して	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)
	いる。	が公認スポーツ指導者を養成している競技・	が公認スポーツ指導者を養成している競技・
		種目の定期的な教室活動の指導者のうち少な	種目の定期的な教室活動の指導者のうち少な
		くとも 1 名はスポーツコーチングリーダーや	くとも 1 名はスポーツコーチングリーダーや
		スタートコーチをはじめとする JSPO 公認ス	スタートコーチをはじめとする JSPO 公認ス
		ポーツ指導者資格 (スポーツリーダーは除く)	ポーツ指導者資格 (スポーツリーダーは除く)
		を有している。なお、JSPO が同等と認める関	を有していることが望ましい。
		連資格保有者も可とする。※3	

基本基準		正会員が必ず満たすべき	準会員が満たすべき
分類	個別基準	運用ルール	運用ルール
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理 をスポーツコーチングリーダーやスタートコ ーチをはじめとする JSPO 公認スポーツ指導 者資格 (スポーツリーダーは除く) が担ってい る。なお、JSPO が同等と認める関連資格保有 者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5	<ul> <li>・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする JSPO 公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っていることが望ましい。</li> <li>・緊急連絡体制を整備している。※5</li> </ul>
(2)運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識 を有する者を配置している。		・クラブマネジャー、事務局員および役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも 1 名は、JSPO 公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャー資格、若しくはこれらに準ずる資格を有している。※6
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※7の住民、在勤者または在学者である(前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる)。 ・非営利組織である。※8	・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※7の住民、在勤者または在学者である(前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる)。 ・非営利組織である。※8

基本基準		正会員が必ず満たすべき	準会員が満たすべき
分類	個別基準	運用ルール	運用ルール
(3) ガバナンス に関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて	・規約等※9の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当	・規約等※9の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当
に関する盔中	運営している。	該規約等に定めている。	該規約等に定めていることが望ましい。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、 意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思なる。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思は京都に
		思決定機関の議事録が提出されている。※10	思決定機関の議事録が作成されている。※10

#### (注記)

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※9で会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3: 令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する。 ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある)。
- ※4:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)。
- ※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※6: 令和 9 年度登録認定時までは本基準が満たされていないことを理由に登録を不可とすることはしない(令和 10 年度登録申請時からは移行措置を終了する)。
- ※7:特別区は市町村に準ずる。
- ※8:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
- ※9:規約・会則・定款等を指す。
- ※10: 法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

#### 記載内容

- (1)日時及び場所
- (2)議決権を有する者の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項